

平成22年度

区政の基本方針説明 (要旨)

平成22年2月22日

1 はじめに

平成22年第一回定例会の開会にあたり、議会並びに区民の皆様に、区政の基本方針と施策の大綱について、所信の一端を申し上げます。

本定例会では、平成22年度一般会計予算案をはじめ、多くの議案をご審議いただきます。

何とぞ、議会並びに区民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

昨年は、100年に一度とも言われる、世界的な大不況の中での年明けでした。また、米国では、オバマ氏が大統領に就任し、我が国では、政権の交代がありました。さらに、新型インフルエンザの大流行や、地球温暖化対策の新たな枠組みづくりに向けた国連気候変動枠組み条約締約国会議「COP(コップ)15」が年末に開催されるなど、多くの出来事がありました。

近年、私たち人類のエネルギー消費が、かけがえのない地球環境に大きな影響を与えてきています。今、地球環境を守るため人類の英知を結集していくことが求められています。また、核兵器の廃絶と恒久平和の実現に向けた人々の願いは、より一層強くなっています。私は、本年もまた引き続き、環境の大切さと平和の尊さを訴えてまいります。

区においては、昨年、厳しい経済雇用情勢に対応するため、1月に緊急経済・雇用対策本部会議を立ち上げ、可能な取り組みを進めるとともに、国や都の施策と連携し助成制度の積極的な活用を図るなどの対策を講じてまいりました。新型インフルエンザにつきましても、4月に新型インフルエンザ対策本部

会議を立ち上げ、国、都、医師会、医療機関とともに全庁をあげた取り組みを行うなど、多くの出来事がありました。

昨年12月の下落合4丁目の「建築確認処分取消等請求上告受理申立事件」の上告を棄却する最高裁判所の判決につきましては、区民の皆さまにご心配とご迷惑をおかけいたしました。司法の最終判断を真摯に受け止め適切に対応していきたいと考えております。

次に、障害者自立支援法に基づいて受けられる障害福祉サービスと介護保険制度との適用関係における、区の誤った対応につきまして、深くお詫び申し上げます。この対応は直ちに改めたところですが、あわせて、正確な事実把握に基づく原因究明とともに、内規制定状況等に関する調査を行っております。これらの結果が判明し次第、公表してまいります。今後、このようなことがないよう、区民の皆様の信頼回復に全力で取り組んでまいります。

さて、本年1月の内閣府の月例経済報告は、「景気は、持ちなおしてきているが、自律性に乏しく、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にある。」と報告しています。また、「先行きについては、当面、厳しい雇用情勢が続くとみられるものの、海外経済の改善や緊急経済対策などを背景に、景気の持ち直し傾向が続くことが期待される。」としていますが、しかし、その「一方、雇用情勢の一層の悪化や海外景気の下振れ懸念、デフレの影響など、景気を下押しするリスクが存在することに留意する必要」を指摘しています。

区は、区民生活を支え守っていく基礎自治体としての役割を積極的に果たし、将来にわたる持続可能な区政を展開していくことが、強く求められています。

私は、区民に最も身近な基礎自治体こそが、地域のことを責任をもって決定できる主体であるべきと考えています。今、地方自治制度も大きな転換期にあります。

昨年7月に、第29次地方制度調査会が、「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関して」の答申を内閣総理大臣に提出しました。また10月には、地方分権改革推進委員会が、「自治立法権の拡大による「地方政府」の実現へ」と題する第3次の勧告を、さらに、11月には、「自治財政権の強化による「地方政府」の実現へ」と題する第4次の勧告を行いました。こうした一連の動きを受け、政府は、内閣府に地域主権戦略会議を設置し、地域主権の確立に向けた検討を進めています。

一方、都と特別区における「都区のあり方検討委員会」では、都区の事務配分や特別区の区域のあり方、都区の税財政制度についての議論が、引き続き行われています。

このように、基礎自治体のあり方をめぐり様々な議論がなされる中で、区は、これまで以上に、地域に根ざした施策を自主的、自律的に構築していくことが求められています。

時代はまさに地殻変動ともいえる転換期を迎えています。今、未来に向けて、私たちの社会の理想像を考え、実践していくときです。私は、区民生活の不安を払拭し、誰もが夢と希望の持てる「人にも地球にもやさしい」地域社会を創ることが、「地方政府」としての新宿区の使命であると考えています。「人にも地球にもやさしい」地域社会の姿とは、地域を基盤に、環境、福祉、経済の

各々の面で、人々の営みが融合して発展し、そこに暮らす生活者の全てが幸せを実感することができる地域社会です。それは、新宿区基本構想の「『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」を実現することにほかなりません。私は、本年も基本構想や総合計画で示した方針に基づき、区政を担ってまいります。

2 平成22年度の区政運営の基本認識

次に、平成22年度の区政運営にあたりまして、私の基本的な認識について申し上げます。

第一は、「生活者の視点」を大切にすることです。

「人にも地球にもやさしい」地域社会を築いていくためには、常に区民の目線に立ち、地域で暮らし働く区民の声に耳を傾けて、区民が真に必要なとするサービスを効果的かつ効率的に提供していくことが何より大切です。特に、厳しい経済情勢が続くときは、区民生活の現実を見据え、真に必要な施策を講じて、区民生活を支えていく必要があります。区民生活の現状を見ると、生活保護世帯は増加し、失業率、若者の就職内定率の悪化など厳しい状況が続いています。雇用の格差や社会保険などのセーフティネットも大きな問題を抱えています。貧困の広がりや社会を弱体化させ、人々から希望を失わせます。こうした時こそ、基礎自治体は、知恵と工夫により、「生活者の視点」を持って区民の生活を守り、支えていかななくてはなりません。私は、区政の現場の持つ強みを活かして、今後とも「生活者の視点」から総合的に区政を捉え、すべての区民が希望を持ち、幸せを実感できるよう、暮らしの向上を目指していきます。

第二は、「誰もが参加できる」地域社会を築くことです。

我が国は、団塊の世代が75歳になる2020年代には、人類史上、経験したことの無い、少子高齢社会と人口減少社会を迎えます。また、その一方で、人類のエネルギー消費のあり方が、このかけがえのない惑星、地球そのものを脅かしています。これらの影響を正確に予測することは難しいことですが、間違いなく言えることは、私たちの地域社会がその解決の鍵をにぎっていることです。「人にも地球にもやさしい」地域社会のあるべき姿は、多様な価値観、多様な個性を相互に認め合い、自己実現の機会が全ての人に保障される社会でなくてはなりません。誰もが自然の恵みを享受でき、地球環境を大切にする社会、誰もが暮らしの糧を得られる社会、誰もが可能性を広げることのできる学ぶ機会のある社会、家庭を築きたいと願う人の希望がかなう社会、これが私たちの望む地域社会です。そして、この地域社会の創造に、誰もが参加できること。それが何より大切です。自己の利益のみに固執し、他を省みず、排除することからは何も生まれません。私たちに恵みを与えてくれる自然環境も大切にしたい、平和で包容力のある地域社会を目指すことが、基本構想の「『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」の実現につながります。

第三は、「基礎自治体」の力を最大限発揮できる制度を求めていくことです。

私たちのまち新宿区には、台地に刻まれた多くの記憶と人々が長い間培ってきた豊かな地域の力があります。自然と歴史に育まれ、文化芸術や経済活動などを通して、多様性と先端性を持つ都市として新宿区は発展してきました。その懐の深さに魅かれて住み、集う人々には無限に広がるエネルギーがあります。今、時代は、地方分権、地域主権への分水嶺にあります。明治以来の中央集権

体質から脱却し、この国のあり方を大きく転換する時です。国が地方に優越する上下の関係から対等の立場で対話のできるパートナーシップの関係へと根本的に転換することが求められています。地域のことは地域で責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくっていかねばなりません。そのことは、単に人口の多い少ないで自治体の権能を分けることや、国土の区割りを考えるという近視眼的なものであってはなりません。私は、そこに住み働き暮らす人々に最も身近な政府である基礎自治体こそが、地域のことを責任をもって決定できる主体であるべきと考えています。新宿区には、自らのことを自ら決めて実行していく能力と体力があります。こうした地域の持つ力を最大限発揮できるように、私は、区民の皆様、区議会、他の基礎自治体と手を携えて、それにふさわしい地方自治制度の構築を求めていきたいと考えています。そして、そのためには何よりも、堅固な財政基盤を確立することが不可欠です。私は、このことも十分心にとどめ、持続可能な区政運営に一層努めてまいります。

3 基本目標と主要施策の概要

3.1 平成22年度予算の概要

このような認識を踏まえ、平成22年度の予算編成にあたっての基本的考え方を申し上げます。

国においては、政権交代後初めてとなる、22年度の政府の一般会計予算案は、厳しい経済状況を背景に税収が37兆円台にまで落ち込んだことを受け、新規国債発行額は44兆円を超え、公債依存度、公債残高がともに悪化してい

ます。その一方で、社会保障関係費や地方交付税交付金の増加などにより、対前年度比4.2%増の総額9兆2,992億円と過去最大の予算規模となりました。

東京都の22年度一般会計予算案は「大幅な税収減に直面し、今後も厳しい財政環境が想定される中において、都財政の健全性を堅持するとともに、東京の『現在』と『将来』に対して、今日、都が為すべき役割を積極的に果たす予算」と位置づけ、政策的経費である一般歳出は前年度に比べて、1.9%増となるものの、大幅な税収減の影響を受け、全体の予算規模は対前年度比5.1%減の6兆2,640億円となり、2年連続で減となっています。

そして、新宿区の22年度一般会計予算案は、「これまで培った財政対応力を有効に活用し、現下の厳しい経済状況の中、区民生活を支え、活力に満ちた地域社会を実現するために、明日につなげる予算」と位置付け、第一に、将来への明るい展望を切り開くため、緊急性の高い事業へ重点的に財源を配分すること、第二に、決算実績や行政評価を踏まえ、事業の進捗状況や成果を分析・検証することで、より効果的・効率的な事業の実現を目指すこと、を基本に編成しました。

その結果、予算の規模は1,383億円となり、前年度に比べ113億円、8.9%の増となっています。

現下の経済情勢は、失業率が高水準で推移し、企業収益は大幅な減少が続き、物価動向は緩やかなデフレ状況にあるなど、たいへん厳しい状況が続いていま

す。

こうした中、区は、区民に最も身近な基礎自治体として、区民生活の現実を見据え、区民の暮らしを支えるため、雇用の創出や中小企業の経営の安定化等を図るための緊急経済・雇用対策、障害者や一人暮らし高齢者、子育て家庭等を支援するための取組みなど、積極的に事業の予算化を図りました。

また、保育園の待機児童解消対策や旧東戸山中学校跡地を活用した施設建設など、未来を展望し、誰もが夢と希望を持てる、「『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」の実現に向けた取組みについても積極的な対策を講じました。

3.2 まちづくりの基本目標と主要事業の概要

こうした考え方のもと、基本構想や総合計画に掲げた目標の実現に向けて取り組む主要な事業の概要を基本構想に掲げる基本目標に沿って申し上げます。

まちづくりの基本目標の一つ目は『区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち』です。

まず、新宿区における自治の基本理念や基本原則を明らかにし、新宿区における自治の一層の充実を図るために、区民及び議会と十分な議論を行い、（仮称）自治基本条例の制定に向けて取り組んでまいります。

また、NPOをはじめ地域を支える社会貢献活動団体のネットワークの拡充と人材育成などを支援する場としての「（仮称）NPOふれあいひろば」の設置に先立ち、その機能の一部となる、情報提供、交流、研修などの事業を実施します。さらに、区民との協働を一層推進するため、協働事業提案制度により、

本年度は7つの事業を実施します。加えて、今後、この制度が、区の重要課題を解決していく手法のひとつとして機能するよう、制度の実施を通して見えてきた課題を整理し、協働事業全体のあり方について検討していきます。

次に、コミュニティの活性化と地域自治を推進するための取組みについてです。

区民が公益的な活動で被った損害を補償し、安心して活動に取り組むことができるよう、コミュニティ活動補償制度を創設します。この制度は、全区民を対象とし、町会・自治会などの地域団体の日々の活動のほとんどをカバーする、23区の中では最も幅広く保障ができる内容となるものです。

さらに、町会・自治会の活動に関して、加入を促進する取組みを引き続き支援するほか、地区協議会の活動に関して、PR用パンフレットの配布を行うなど、コミュニティ活動の促進を図ります。

まちづくりの基本目標の二つ目は、『だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち』です。

一人ひとりが個人として互いに尊重しあうまちの実現に向け、本年度は、男女共同参画啓発講座のひとつとして新たに「若者応援講座」を開始し、男女共同参画の意識啓発の取組みを拡充するとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む事業者への支援を拡充します。

また、現行の「男女共同参画推進計画」策定後の社会経済情勢の変化を踏まえ、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスに関する事業者の取組みや区民の意識の変化などを把握するために調査を実施し、次期の計画策定に活かしま

す。

こうした取組みを通じて、個人の尊重や男女共同参画を推進していきます。

ワーク・ライフ・バランスの推進は次世代育成支援の大きな柱ですが、次代を担う子どもたちが健やかに育つ「子育てしやすいまち」の実現のためには、ワーク・ライフ・バランスの視点とともに、子育て・教育施策を総合的に推進していく必要があります。

子育て支援に関しては、まず、保育園の待機児童解消対策を本年度も積極的に推進いたします。

この4月には、(仮称)オルト保育園の新設のほか、認可保育園、子ども園の定員拡大や定員の弾力化によって、全体で88名の受入れ枠拡大を行います。

そして、区立幼稚園舎を利用した保育ルーム事業の継続や認証保育所への支援の拡充、3つの私立認可保育園の建設と2つの区立認可保育園の改修など多様な施策によって受入れ枠の一層の拡大を図っていきます。また、国立国際医療センター内への私立認可保育園の開設にも前向きに取り組んでまいります。

同時に、延長保育、産休明け保育、病児・病後児保育、休日保育、障害児保育など多様な保育サービスを充実させてまいります。さらに、外国籍等の保育園児や保護者への日本語サポートも新たに実施します。

また、幼稚園と保育園の連携・一元化を進めるため、四谷子ども園に続き、あいじつ子ども園を4月に開設します。

加えて、地域の子育て支援事業の充実を図るため、私立幼稚園での預かり保育事業に対する助成を行います。

こうした取組みを通じて、保護者が選択できる多様な保育環境の整備を進め

てまいります。

また、子どもの居場所づくりを充実させるため、新たに小学校6校で「放課後子どもひろば」を実施するほか、新たに3箇所の学童クラブで延長利用を実施します。さらに、休園中の戸塚第三幼稚園の園舎を改修し、高田馬場第一児童館として活用します。

次に、地域で安心して子育てができるしくみづくりについてです。

本年度開設する（仮称）オルト保育園とあいじつ子ども園において、専用室型一時保育を開始します。

また、子育てに関する行政情報と地域情報を掲載した冊子を作成するとともに、子ども連れにも配慮した区内商店や飲食店などを協力店として指定し、新宿区地域ポータル「しんじゅくノート」で紹介する取組みを開始します。

次に、特別な支援を必要とする子育て家庭への支援については、本年1月から開始している「新宿区父子家庭手当」を引き続き支給してまいります。

学校教育の分野では、区立学校でのスクリーン兼用ホワイトボードの設置や校内LANの全校整備など学校の情報化を推進し、IT機器を活用した「わかる授業」の展開を図ります。

また、放課後等学習支援事業は、これまでの中学校での取組みに加え、新たに小学校でも行うこととし、児童生徒一人ひとりの学習到達状況に応じたきめ細やかな補習を実施します。

こうした「確かな学力」の向上への歩みを着実に進めると同時に、特別な支援を必要とする児童生徒への支援として、情緒障害等通級指導学級を本年4月

から牛込第三中学校に開設し、落合第一小学校においても、23年度開設に向けた整備を進めます。

学校適正配置の推進については、平成23年4月の開校を目指し、引き続き、新宿西戸山中学校の整備を進めます。一方、牛込地区の学校適正配置については、学校関係者や地域の意見を聞きながら進めてまいります。

また、これまでのモデル校の取組みの結果を踏まえ、本年度、四谷中学校を地域協働学校に指定するほか、小学校3校を地域協働学校準備校として指定し、23年度の地域協働学校指定を目指します。

図書館に関しては、新中央図書館や地域図書館を含む図書館全体のあり方についてまとめ、22年秋を目途に新中央図書館等基本計画を策定してまいります。

次に、心身の健康に関する分野です。

まず、女性の健康支援については、「女性の健康週間」でのイベント開催や女性の健康づくり冊子の配布などを通じて、子宮がんや乳がん、更年期障害など女性特有の疾病の予防に関する意識啓発を引き続き行うとともに、専門医による専門相談を新たに実施します。

さらに、妊婦歯科健康診査を実施し、歯科疾患の早期発見・早期治療及び予防を行うことで、産後や子どもを含めた口腔の健康を維持・増進します。

また、区民がかかりつけ医を持ち、子どもの急な病気などに適切に対応できるよう、症状別対応方法や受診方法、区内医療機関情報を掲載した冊子を作成

し、保健センターの乳幼児健診などで学習する場を設けるほか、かかりつけ医の役割や病院の受診の仕方などについてシンポジウムを開催し、小児の医療に関する情報提供の充実を目指します。

新型インフルエンザについては、発生状況に合わせた具体的な対策を講じるため、強毒型対応として早期発熱外来の設置費用を助成するとともに、強毒型・弱毒型共通の対応として必要資材の備蓄や新型インフルエンザ相談センターの継続による相談体制の確保を行います。あわせて、区民への普及啓発や関係機関との連携強化を推進します。

また、新たに、乳幼児の重篤な細菌性髄膜炎を予防するためヒブワクチン接種費用を助成します。

まちづくりの基本目標の三つ目は、『安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち』です。

まず、年齢や障害の有無等にかかわらず、安全安心に暮らしていくためのしくみづくりについてです。

認知症高齢者への対応、医療の必要性の高い高齢者への支援など様々な課題への対応を強化するため、本年度より、地域における中心相談機関である高齢者総合相談センターの人員を強化し、機能の充実を図ります。

介護保険サービスの基盤整備としては、本年度、旧東戸山中学校の跡地の「新宿ここ・から広場」に、小規模特別養護老人ホームと小規模多機能型居宅

介護、認知症高齢者グループホームを開設するとともに、矢来町の公有地を活用し、認知症高齢者グループホームを併設した特別養護老人ホームを開設します。このほか、小規模多機能型居宅介護と認知症高齢者グループホームの公募を行います。

障害者の福祉サービス基盤整備としては、高田馬場福祉作業所移転後の跡地を活用し、精神障害者グループホーム設置に向け、準備を行っていくほか、西新宿保育園移転後の施設活用の中で知的障害者グループホームを設置する区の方針案について地元との協議を続けているところです。

次に、制度上、老齢基礎年金や障害基礎年金などを受け取ることができない在日外国人等を対象に、区独自で、福祉特別給付金や重度障害者特別給付金を支給します。

さらに、他者との接触が困難な精神症状がある方を対象に配食サービスを提供することで、安否確認と見守りを行うとともに、これを契機に保健師などによる訪問指導に繋げる事業を開始します。

このほか、介護人材の確保・育成のため、区内介護保険サービス事業所向けに各種研修を拡充して実施するとともに、介護サービスに従事する意思のある区民等を対象に介護従事者としての資格取得やスキルアップへの支援を拡充します。

次に、ホームレス及び支援を要する人の自立を促進するために「第 期ホームレスの自立支援等に関する推進計画」に基づき、適切な支援に取り組んでいきます

また、離職者で住居を喪失した方や喪失する恐れのある方に対し、最長6ヶ月の住宅手当を支給し、常用雇用を支援する事業を引き続き実施するほか、新宿区勤労者・仕事支援センターを中心に総合的な就労支援に取り組んでまいります。

次に、災害に備えるまちについてです。

まず、災害に強い、逃げないですむまちづくりについてです。

木造建築物の耐震化支援については、耐震診断費や工事費の助成などを引き続き実施するとともに、本年度からはモデル地区を設定して重点的に耐震化を進めていきます。また、マンションなどの非木造建築物の耐震化支援については、アドバイザー派遣や耐震診断費助成に加え、耐震工事費助成を新設します。こうした取組みにより、建築物の耐震性を強化していきます。

道路・公園の治水対策については、集中豪雨による浸水対策として、道路の透水性舗装や浸透ますなどの新設・改修を行うほか、公園に雨水貯留施設を整備します。

道路や公園の擁壁の安全対策については、区が管理する道路擁壁や公園擁壁を改修し、剥離や崩壊を防止します。本年度は道路擁壁の改修に向けた調査・設計を1箇所行うとともに、公園擁壁の経過観察を行います。

このほか、区内に設置されている5 t水槽に水利標識を設置し、震災時等における区民による消防活動の迅速化を図ります。

災害に強い体制づくりのために、本年度から2カ年にわたって災害情報システムの更新を行います。これにより、機器の老朽化に対応するとともに音声の届かない地域の改善を図ります。

さらに、小滝橋いきがい館廃止後の施設を改修し、防災活動拠点として整備するとともに、近接する上落合防災活動拠点を建替え、職員防災住宅を付置した施設建設の検討を進めます。

また、21年度の首都直下地震を想定した事業継続計画（地震編）の策定に続き、22年度は強毒性インフルエンザの発生を想定した事業継続計画の策定に取り組みます。

次に、日常生活の安全・安心を高める取組みについてです。

まちの防犯性のさらなる向上のため、引き続き、町会等の管理する民有灯を改修するとともに、商店街灯への維持管理助成を拡充します。

また、消費者が安心して暮らせるよう、これまでの消費生活相談を強化し、相談内容の多様化・複雑化に対応するため、弁護士による相談を新たに実施します。このほか、食品表示相談や多重債務特別相談を引き続き実施してまいります。

まちづくりの基本目標の四つ目は、『持続可能な都市と環境を創造するまち』です。

まず、環境への負荷を少なくし、資源循環型社会を構築していく取組みについてです。

資源循環型社会の構築を目指し、集団回収や古紙回収などの資源回収を進め、リサイクルの推進に努めます。特に、この4月からは、不燃ごみとしていたスプレー缶とカセットボンベを資源として回収し、ごみ減量とリサイクルの向上を一層図ってまいります。

次に、地球温暖化対策として、区民や事業者の省エネルギーへの取組みに対する支援を行うとともに、区も率先して取り組んできています。

本年度は、太陽光発電システム機器の設置に関し、事業者向けの助成を新設するほか、区民向けの助成件数を大幅に拡大します。また、区有施設の新設・改修などの機会を捉えて、太陽光発電設備を4施設で整備します。

加えて、「新宿の森」の植林システムの拡充やライトダウンキャンペーンを実施するほか、（仮称）新宿区地球温暖化対策実行計画を策定し、地球温暖化対策のさらなる推進を図ってまいります。

また、良好な生活環境づくりの視点から、個人及び中小企業が所有する一定規模以下の民間建築物におけるアスベスト対策として、調査費用と除去等にかかる費用の一部助成を開始します。

次に、都市を支える豊かな水とみどりの創造についてです。

おとめ山公園に隣接する公務員宿舎の用途廃止後の跡地等を取得し「区民ふれあいの森」として23年度の一部開園を目指します。22年度は、区民や学識経験者からなる検討会の意見をもとに基本設計・実施設計を行うとともに、中央に位置する民有地跡地の暫定整備を行います。

また、新宿御苑に設置する「玉川上水を偲ぶ流れ」については、中央区間の整備を完了し、公開を始めるとともに、東側区間の整備工事と、西側区間の設計を実施します。

さらに、区民が水辺に親しめるよう、戸塚地域センター前の河川公園や、同センター内の神田川ふれあいコーナーの運営を行ってまいります。

加えて、公共施設の緑化の推進や樹木、樹林等の保護など区内のみどりの創出と保護を推進するほか、区内のみどりの現況と推移を把握することにより、これまでの施策の効果を検証し、今後のみどり行政に活用するため、「新宿区みどりの実態調査（第7次）」を実施します。

次に、良好な都市空間づくりの整備の推進についてです。

だれもが自由に安全に行動できる都市空間づくりのために、ユニバーサルデザイン・ガイドラインを策定するほか、車椅子等の利用者で歩行が困難な障害者や高齢者が、住みなれた地域で安全に暮らせるよう、区内の多目的トイレやエレベータ等について掲載したバリアフリー情報冊子を作成します。

また、新宿駅の東西自由通路整備に要する設計費を事業者に対して補助するとともに、中井駅周辺整備については、地域との十分な調整を行い、鉄道事業

者などと協議を進め、駅自由通路の基本設計を行います。高田馬場駅周辺においては、誰もが利用しやすい環境の整備を目指し、駅周辺整備方針の普及促進を図り、引き続き地域や鉄道事業者などの関係者と協議を行ってまいります。

自転車等の適正利用の推進のために、落合駅や四谷三丁目駅などに新たに駐輪場を整備するとともに、新宿駅の自転車等整理区画を駐輪場として再整備します。また、西新宿五丁目駅、大久保駅、信濃町駅の自転車等整理区画において、時間利用できる機器を導入し、短時間利用の需要に応えます。

さらに、牛込柳町駅の自転車等駐輪場内に自動二輪車の駐車を整備するほか、道路空間を利用した自動二輪車駐車のモデル実施とその検証を行ってまいります。

道路環境の整備に関しては、まず、都市計画道路補助第72号線の大久保通りから諏訪通りまでの第一期区間について、22年度末の開通を目指して、引き続き整備を行うとともに、職安通りから大久保通りにかけての第二期区間についても、早期整備に向けて用地の買取を積極的に行っていきます。

また、幅員4m未満の細街路の拡幅整備については、分かりやすいパンフレットを作成し事業の周知を積極的に行うとともに、所有者などに対し道路の形状に整備することを働きかけていきます。

さらに、橋の整備については、「橋りょうの延命化計画」策定のため、本年度は基礎調査を行うとともに、橋の舗装に劣化が見られる妙正寺川の落合橋の舗装打換えを行います。

まちづくりの基本目標の五つ目は、『まちの記憶を活かした美しい新宿を創

造するまち』です。

地区計画を活用した地域の個性豊かなまちづくりの推進のために、神楽坂通り地区等、地域の気運が高まっている地区やまちづくりを考える必要がある地区を地区計画策定の想定地区に追加し、地域住民との協働によりまちづくり活動を進めます。

また、公募により選定した道路の通称名について、本年度は、62路線の通称名板を設置します。このことにより、地域に愛されるまちづくりを推進します。

さらに、地域との協働で身近な公園の整備を行い、愛着の持てる公園づくりを目指します。本年度は、(仮称)内藤町公園の整備を行うとともに、新宿二丁目の新宿公園の改修案を作成します。

まちづくりの基本目標の六つ目は、『多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち』です。

まず、成熟した都市文化が息づく、魅力豊かなまちについてです。

「文化芸術のまち新宿」の実現を目指す指針として、文化芸術振興基本条例の平成22年4月の施行を目指しています。施行後には、この条例を広く周知するため、条例を紹介するリーフレットの作成や民間事業者との共同制作による記念ミュージカル「アトム」の公演を実施するほか、条例の根幹である「私

たちで取り組む文化芸術創造」に向けた基本的な施策に関し、区に提言を行う組織として文化芸術振興会議を新設いたします。

また、同じく4月には、佐伯公園内に「佐伯祐三アトリエ記念館」を開設します。「林芙美子記念館」など周辺文化施設とのネットワーク化を図り、まち歩き事業を展開するなど、落合の文化・歴史資源を積極的に活用していきます。

次に、新宿ならではの活力ある産業の育成についてです。

「産業振興プラン」の実現を図る一環として、（仮称）産業振興基本条例の検討を引き続き行うとともに、起業家の育成・支援の拠点として、（仮称）インキュベーションセンターの設置準備を進めます。

また、昨年大幅に拡充した商工業緊急資金融資や債務一本化資金融資を本年度も継続して実施するほか、商店街での消費拡大の推進と商店街の活性化を図るため、昨年度も実施した「新宿応援セール」について、その場で当たりが確認できるスクラッチくじ方式の抽選券を採用するとともに、当たり券の本数を拡大して実施します。

次に、新宿の魅力を発信していくため、民間との連携による観光案内拠点の設置を引き続き進めていくとともに、（仮称）新宿文化観光ビューローを設置してまいります。

また、歌舞伎町の活性化に向けて、シネシティ広場をはじめ、イベント公園

として整備する大久保公園を文化創造・発信の実験的空間として位置付け、歌舞伎町タウンマネジメントによる賑わいの創出や事業者誘致など公共空間を活用した様々な取り組みを行ってまいります。

次に、平和都市の推進については、平和都市宣言25周年記念事業として新宿文化センターにおいて、講演、コンサート等を行うほか、「親と子の平和派遣事業」の参加者の派遣後の活動記録冊子を協働で作成し、平和啓発をさらに推進します。

次に、多文化共生のまちづくりの推進についてです。

区の人口の9人に1人は外国人であるという実態を区の特長として積極的にとらえ、多文化共生のまちづくりを推進していきます。しんじゅく多文化共生プラザの機能強化を図るため、プラザで活動する団体や外国人の支援団体等と、プラザのあり方について検討を進めていきます。また、外国人登録制度の改正に適切に対応しつつ、地域における外国人区民との交流を一層推進するとともに、丁寧な情報発信など、これまで行ってきた実践の積み重ねを総合化してまいります。

3.3 区政運営の基本目標と施策の推進体制

次に、区政運営にあたっての取り組みについてです。まちづくり事業を推進し下支えするとともに、区民起点の区政運営を進めるために、『好感度一番の区役所の実現』と『公共サービスのあり方の見直し』の、二つの基本目標をもって、区政運営に取り組んでまいります。

一つ目は、『好感度一番の区役所の実現』についてです。

本年1月からの区公式ホームページのリニューアルに続き、本年2月には民間事業者との協働による新宿区地域ポータル「しんじゅくノート」を本格稼働させました。22年度は、区政をより身近に感じられるようにするため、新宿区の魅力を視覚的・総合的に伝える資料として「グラフ新宿区」を発行します。

また、21年度に引き続き、広域避難場所案内板等に情報プレートを貼付し、区モバイルサイトの普及を図ることで、災害時などに正確な情報を迅速かつ的確に区民等に届けます。

さらに、区内ケーブルテレビ事業者2社と協働で区政の取り組みについて発信するビデオを4本制作します。

これら地域に密着した多様なメディアを活用し、情報の交流によるコミュニティ形成を図ってまいります。

次に、区民の利便性の向上を図るため、本年10月から、コンビニエンスストアで、特別区民税・都民税普通徴収の催告分の支払いの取扱いを開始いたします。

次に、発生主義・複式簿記の考え方を取り入れた公会計の整備を進めることで、区政の透明性を高め、経営改革を図るとともに、新公会計基準モデルに基づく固定資産台帳を基礎データとして、施設の中長期的な維持管理などに活用します。

また、新公会計制度導入にあわせて、経営分析手法を活かした行政評価制度の準備を進めるほか、本年度に実施する行政評価においては区単独補助事業の

見直しを行ってまいります。

庁内の情報システムについては、イントラネットシステム及び財務会計システム・文書管理システムを順次更新するとともに、情報基盤の強化を目指すため、本年度はシステムの再構築を行います。

昨年7月に設置した人材育成センターでは、職員の強みを見出し、自己成長を促す「自考・自律型職員研修」や各所属への人材育成支援などを引き続き行っていきます。

設立3年目を迎える新宿自治創造研究所については、区民や職員を対象とした研究所主催の講演会を開催するほか、就業人口や外国人居住者人口の動向分析など新たな研究テーマに取り組んでいきます。

二つ目は、『公共サービスのあり方の見直し』についてです。

まず、公共サービスの提供体制の見直しとして、児童館、シニア活動館、地域交流館、図書館において、引き続き指定管理者制度を活用してまいります。

次に、外郭団体の自立と統合の取組みとして、「財団法人新宿区生涯学習財団」と「財団法人新宿文化・国際交流財団」を統合し、新たに観光振興の機能も併せ持つ「公益財団法人新宿未来創造財団」を本年4月に設立します。財団の柔軟性・機動性を発揮して、区民や来街者の視点に立った事業を総合的に実施してまいります。

次に、各地区の施設活用についてです。

まず、四谷地域の拠点の形成として、旧四谷第三小学校の跡地については、四谷駅前地区の再開発で得られる区の権利床について、スポーツができる機能を整備するほか文化国際交流拠点機能を誘致します。また、再開発事業等を進めていく中で、防災に資する広場機能等の整備を働きかけていくほか、認証保育所を誘致します。

さらに、三栄町生涯学習館と新宿東清掃センターを解体し、保健衛生や福祉及び集会室機能等の地域サービス施設と清掃センターを一体的に整備する計画を推進してまいります。

旧東戸山中学校の跡地の「新宿ここ・から広場」には、民設民営方式による小規模特別養護老人ホームを本年度より開設するほか、「公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター」等の事務所棟及び「（仮称）子ども総合センター」などを、平成23年4月の開設を目指して、引き続き整備します。

また、大久保第二保育園は、耐震対策のため、仮施設への移転準備等を行います。

現在の消費生活センター分館については、リサイクル活動センターとともに解体し、高田馬場福祉作業所と新宿リサイクル活動センターを一体的に整備するとともに、自転車駐輪場の整備も行います。

次に、シルバー人材センターが旧東戸山中学校跡地に建設中の施設に移転した後は、消費生活センター分館と（仮称）インキュベーションセンターとして整備します。

また、戸塚小売市場廃止後の活用として、1階の市場跡に、大型家具のリユースも可能となる西早稲田リサイクルセンターを設置するとともに、会議室などを地域に開放することにより、地域におけるリサイクル活動等の推進を図ります。一方、2階以上の教職員住宅の跡施設は、社会福祉法人に貸し付けて、火災等緊急時の被災者一時避難施設及び母子生活支援施設として活用を開始します。

なお、地域の皆様のご協力を得て整備を進めてまいりました戸塚地域センターが来たる2月27日にオープンします。現在の戸塚特別出張所が移転した跡には、高齢者総合相談センターを移転させるほか、成年後見センターの事業拡大などに活用していきます。

西戸山第二中学校統合後の活用については、区の活用方針案を策定したところです。この方針案では、既存施設を活用して、私立認可保育園の誘致により保育園の待機児童の解消を図るとともに、学童クラブ事業の誘致により地域内にある百人町学童クラブの定員超過を解消するほか、NPO団体等の団体情報の発信や交流などの場となる「（仮称）NPOふれあいひろば」を設置することにより、区内に活動拠点のある社会貢献活動団体相互のネットワークづくりなどを行います。今後、この方針案を地域の皆様に説明し、地域の要望を踏まえたうえで、22年度に区の最終的な活用方針を決定してまいります。

西新宿保育園移転後の活用については、区の活用方針案を策定したところで、この方針案では、西新宿ことぶき館を西新宿シニア館へ機能転換し、従来のことぶき館機能を継承するとともに、社会貢献活動及び介護予防事業等の充実を図ります。また、園庭敷地を貸し付け、民設民営による知的障害者グループホームを設置することで、障害者の地域での生活を支援します。現在、この方針案を地域の皆様に説明しており、今後、区の最終的な活用方針を決定してまいります。あわせて、施設が耐震対策未実施であることから、今後の有効活用に向け、耐震調査・設計を行ってまいります。

これまで申し上げた事業のほか、平成23年7月に予定されている地上デジタル放送への移行に向け、すべての区民が地上デジタル放送への円滑な対応が行えるよう、区としても、相談窓口の設置や必要な助成に引き続き取り組んでまいります。

4 おわりに

以上、区政の基本方針と施策の大綱について、所信の一端を申し上げてまいりました。

今後、区財政を取り巻く環境は、厳しい状況が続くことが見込まれます。

そのため今までも増して、将来需要を的確に捕捉し、限られた資源の有効活用を図るとともに、重点的、効果的な財源配分を徹底し、将来にわたり持続可能な財政運営を目指していく必要があります。そうすることで、私は基本構

想や総合計画に掲げた目標の実現に向け、私に与えられた責務を積極的に果たしてまいります。

本年は、区長に就任して、二期4年目を迎えました。

私は、改めて、区政に寄せる区民の皆様からの期待の大きさを強く自覚するとともに、新宿区の更なる発展のため、常に区民の視点、生活者の視点から区政の課題を捉え、「区民とともに」区政運営にあたってまいります。

何とぞ、議会並びに区民の皆様のご理解とご支援を心からお願い申し上げます。

注 本文は口述筆記ではありませんので、
表現その他に若干の変更があることが
あります。

この印刷物は、庁内印刷により作成しています。

印刷物作成番号

2009 - 15 - 2101

平成 2 2 年度

区政の基本方針説明（要旨）

平成 2 2 年 2 月作成

新宿区総合政策部企画政策課

再生紙を使用しています。